

しょうがくせい しょうひしゃ 小学生も消費者です！

かね はら しょうひん こうにゆう しょう ひと
お金を払って商品やサービスを購入して使用する人のことを
「消費者」と言います。スーパーやコンビニエンスストアでお菓子
や飲み物を買う、文具屋さんでノートやペンを買う、レストランで
食事をします。これら全て「消費」であり、小学生もひとりひとりが
「消費者」です。



みやざきけんしょうひせいかつ
宮崎県消費生活センター
アリンコ

まいにち けいやく れんぞく 毎日「契約」の連続です。

けいやく ほうりつてき せきにん やくそく
「契約」とは、「法的な責任が生じる約束」のことです。



【おみせでものをかう】【けいたいでんわをりようする】【でんしゃの
これらもすべて「契約」です。小学生のみなさんも毎日いろいろな「契約」を
しているのです。

けいやく 契約ってどんなこと？

かう ひと しょうひしゃ
買う人(消費者)



しょうひん
この商品を
ください。

もう で
申し出

契約成立

けいやくせいりつ

はい。
ありがとう
ございます。

しょう だく
承諾

う ひと じぎょうしゃ
売る人(事業者)



「かう」「う」とやくそくした時点でけいやくはせいりつします。くちやくそく
成立します。けいやくはいつぱうてき つごう
契約は一方的な都合でやめることはできません！



けいやく やってみよう！契約クイズ

① 自動販売機で飲み物を買う。



○契約だと思
×契約だとは思わない

② ゲームのレベルアップのため
親のカードでアイテムを買う。



○契約だと思
×契約だとは思わない

③ ショッピングモールで



○契約だと思
×契約だとは思わない

④ 友達と遊ぶ約束をする。



○契約だと思
×契約だとは思わない

答え：①○ ②○ ③○ ④×（④は約束なので、法律上の責任はありません）



しょうひしゃ 消費 トラフルで困ったときは、
かぞく しゅうい おとな すぐに家族や周囲の大人に相談しましょう！

にしもろかたち いきしょうひせいかつ そうだんまどぐち
西諸県地域消費生活相談窓口（小林市役所市民課内）

●相談窓口専用番号

☎0984-23-1179 または ☎188

●受付時間（土日祝日・年末年始を除く）

9:00～12:00、13:00～16:00

